

三會社例、懲罰

會社ニ於テ九月以來工場内ニテ示威運動ノ首謀者ト
ナリ其他煽動的行為アリタル志津義雄、小田権治外
六名ニ對シ十一月刻解雇通達ヲ發シタルが尙ホ奉議
繼續ノ場合ハ更ニ五名位ノ組合幹部ヲ休職処分
ニ付スル意思嚮アル模様ナリ而シテ今朝工場入口ニ就
業セザル工人ハ入場スベカラズ就業セザル工人ニ日給ヲ
支給セザルト揭示シタルハ入場者ハ常備人及及組長、
一部女工一名計百二十名ナリ
右及申一週一報候也

聲明書

従来往々強圧的態度に訴ヒテ紛擾を厭ハル餘リ過激な態度
に甘シテ在リテ至痛難存前日新工場の新設職之募集等
ツレ在り現職者も同じく今因テ入場の職主を排斥し自
會社の者々の生活ヲ擁護故爾在り者御組合を擁護し之
擁護し易クせんことを祈り

君一斯ハシタ會社側ノ態度ナリ何モ遺憾ナクあるあり
々の前途はりのに悲憤あり甘あるハハ火を見ざるハ
水處ニ在リ吾々ハ吾々の生活擁護のため敢然起つて復讐の
要求を會社ニ仰ぐ
然るに吾々の要求は更に追ハ誠實者三百名を有する威嚇的
の一書と為つて報ひられた